

大崎上島環境センター（ごみ中継施設等）運転管理業務  
（その2）

仕 様 書

広島中央環境衛生組合

# 大崎上島環境センター（ごみ中継施設等） 運転管理業務

## 1 業務の概要

本業務は、大崎上島環境センター（ごみ中継施設等）の適切な運転管理を実施し、可燃ごみを安全に当施設に搬入させ、適正かつ効率的に大型塵芥車等に積込み、併せて施設の維持管理を行う。

## 2 業務の内容

### (1) 運転業務

- ア ごみ中継施設の運転に関すること。
- イ 破砕機の運転及び破砕物の受入投入に関すること。
- ウ ごみ中継施設内に設置された設備の運転に関すること。

### (2) 維持業務

- ア 脱臭設備等の管理に関すること。
- イ 運転関連機器及び設備機器の消耗品・油脂類の補充・交換・点検、日常の清掃に関すること。
- ウ ごみ中継施設及び敷地内の日常的な清掃に関すること。
- エ 収集車両の受入及びプラットホーム内の散水・清掃に関すること。

### (3) その他の業務

- ア 組合と受託者による定期的連絡会議の開催すること。
- イ 一般廃棄物のデータ入力を行い、日報、月報、年報等を集計し報告すること。
- ウ 組合が行う監督官庁及び関係機関に対する対応への協力を行うこと。
- エ 施設及び敷地内の管理、日常及び定期的な清掃作業を行うこと。
- オ 従業員の就業に関する研修、資格取得、労務管理等を行うこと。
- カ 組合が指定する各業者への月報・年報等の事務連絡及び報告を行うこと。

## 3 契約期間等

- (1) 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、業務委託期間は、令和4年2月1日から令和8年3月31日まで（4年2カ月間）とする。
- (2) 委託料は、毎月の業務が完了し、業務完了検査に合格したときに受託者が1カ月当たりの委託料を請求し、その日から起算して30日以内に支払われるものとする。

## 4 業務時間及び休業日

- (1) 業務時間は原則として、午前8時15分から午後5時00分までとする。ただし、業務遂行上必要があれば変更できるものとする。
- (2) 休業日は、大崎上島町ごみ排出（収集日）カレンダーに基づき組合と協議して決定するものとする。

## 5 施設の名称等

- (1) 施設名称 大崎上島環境センター（ごみ中継施設、ストックヤード）
- (2) 所在地 広島県豊田郡大崎上島町大串19番地1
- (3) 処理能力 ごみ中継施設：ダストドラム方式 9t/日  
ストックヤード：3t/日

## 6 従業員の配置

- (1) 受託者は、業務に必要な職員として、総括責任者、技術員及び運転員の配置を行い、兼務はできないものとする。
- (2) 受託者は、島しょ部特有の濃霧・台風などの自然災害の影響によるフェリー欠航等で業務に支障が出ないように大崎上島町居住者（1名以上）の者も含め業務体制を確立しておくこと。

## 7 資格者

受託者は、業務に必要な次の資格者を確保しなければならない。また、法令で定める免許取得者、技能講習終了者が必要な業務においては、有資格者を従事させること。有資格者の基準は次のとおりとする。

- (1) ごみ処理施設技術管理士（1名以上）  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に基づくもの。
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了者（1名以上）  
「労働安全衛生法」第14条に基づくもの。
- (3) ショベルローダー等運転技能講習終了者（1名以上）  
「労働安全衛生法」第76条に基づくもの。
- (4) 床上操作式クレーン特別教育（1名以上）  
クレーン等安全規則第21条に基づくもの。
- (5) 低圧電気取扱業務特別教育（1名以上）  
「労働安全衛生法」第59条に基づくもの。
- (6) 総括責任者は、施設に常勤し、委託者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理できる能力を有する者

## 8 業務計画及び実施報告

業務計画については、あらかじめ計画書を組合に提出し、承認を得ることとする。

受託者は、毎月の業務実施報告を翌月5日までに提出し、組合の検査を受けなければならない。

受託者は、業務日誌を備え付け、必要に応じて組合の確認を受けなければならない。

## 9 委託料の請求及び支払い

- (1) 受託者は、業務完了報告書を組合に速やかに提出し、履行確認を受けた後、請求書を提出するものとする。
- (2) 組合は、この請求書に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。
- (3) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
4月から2月までの各月履行分	▽▽▽▽円	部分払
3月履行分	◇◇◇◇円	完了払

## 10 責任

- (1) 受託者は、業務の公共的使命の重大性を認識し、従業員の安全衛生管理に万全を期するとともに、労働関係法令等を遵守すること。また、現場作業の秩序を保ち、施設における火災、盗難等の防止に努めるものとする。
- (2) 受託者は、作業基準、法令等を遵守し、作業員の教育及び訓練に努めるものとする。
- (3) 受託者は、公害関係法令に基づく環境基準を遵守し、地域の環境保全に留意し、適正な運転管理を行うものとする。

## 11 損害賠償の範囲

- (1) 受託者の責任により、発生した事故及び故障は、受託者が責任をもって復旧解決に当たるものとする。
- (2) 誤操作により設備が故障した場合の修理費を負担するために保険に加入すること。

## 12 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

## 13 運転技術等の習得

受託者は、運転の状況を十分に把握したうえで円滑に業務を行うものとする。

## 14 施設の休止等

委託期間中に災害、設備の故障その他により施設が休止する場合は、受託者は組合の指示に従って運転管理業務を行うものとする。

## 15 再委託の禁止

運転管理業務の実施にあたっては、自ら運転管理業務を実施し、業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 16 事務室等の供与

- (1) 事務室は、委託期間中無償供与するが、備品器具類の損失があった場合は、受託者が弁償するものとする。
- (2) 運転管理業務の実施において、施設に関する必要な経費（消耗品、光熱水費）については、組合の負担とする。

## 17 定めない事項

この仕様書に疑義が生じたとき、または、仕様書に定めない事項が生じたときは、受注者、受託者協議の上定めるものとする。

## 特記仕様

ごみ中継施設の全部引き渡し完了までの期間(令和4年3月31日まで)は、全設備機器等の始動・運転・停止の操作は、すべて組合職員が行うものとする。